

## 第 1 2 次労働災害防止推進計画の進捗状況

宮城労働局では、国が策定した第 1 2 次労働災害防止計画の目標を達成するために、独自の中期計画（平成 25 年度～平成 29 年度）を策定しています。目標は、平成 29 年末で平成 24 年末と比べ、死亡災害を減少させ、休業 4 日以上之死傷災害を 20% 減少させることを目標としています。折り返しを過ぎた段階の石巻署の計画進捗状況は、死傷件数は 10% の減少となっていますが、死亡災害は大幅増加しており、一段の取り組み強化が必要となっています。

石巻労働基準監督署の災害件数と目標達成状況

業種	24 年件数 ○は死亡件数	目標値 (29 年末災害件数目標)	27 年件数 (速報値)	27 年時点達成状況 (件数は目標対比)
製造業	104	-15% (88 件以下)	97①	+9 件 (+①)
建設業	131①	-30% (91 件以下)	104③	+13 件 (+②)
陸上貨物運送事業	22	-15% (18 件以下)	20	+2 件
小売業	28	-20% (22 件以下)	30	+8 件
社会福祉施設	11	-15% (9 件以下)	24	+15 件
林業	10	-15% (8 件以下)	9	+1 件
全業種	407②	-20% (325 件以下)	366⑥	+41 件 (+④)

当署では、死亡・重篤災害を防止するため、墜落・転落災害、機械との激突や挟まれ災害の防止の徹底を働きかけるとともに、社会福祉施設や小売業等の第 3 次産業の災害が増加傾向にあることから、転倒災害防止や 4S 活動の推進に力を入れてまいります。

## 雇入時の安全衛生教育の徹底について (パートタイマー・アルバイトでも安全教育が必要です)

労働安全衛生法では、労働者を雇い入れたとき、労働者の作業内容を変更したときは、遅滞なく、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うことが定められています。

パートなどを含む新入社員等経験の浅い労働者を配置する際の安全衛生教育は、現場任せにするのではなく、内容、方法、理解度の確認方法等を社内で吟味して、効果的な教育を行ってください。

### 教育項目 (労働安全衛生規則第 35 条)

1. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
2. 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
3. 作業手順に関すること。
4. 作業開始時の点検に関すること。
5. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
6. 整理、整頓(とん)及び清潔の保持に関すること。
7. 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
8. その他、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

### 教育実施上の留意点

**我流を排除する** → 何を教えるか社内で検討したチェックリストを作成・活用を!

**教育・訓練方法をチェックする**  
→ 一方通行になっていないか?  
「やってみせ、やらせてみせて、フォローする!」

**計画的に教育を実施、記録を保存する。** → 一度に多くを教えると消化不良に。計画的にステップアップする教育を

## 水産食料品製造業で安全研修会を開催

東日本大震災から5年が経過し、製造業では復旧復興が進み本格的な生産に移行する中、石巻・気仙沼・南三陸の基幹産業となる水産食料品製造業における労働災害の多発が危惧される状況にあります。

このため当署では2月4日(石巻地区:45名参加)と2月25日(気仙沼地区:34名参加)の両日、水産食料品製造業の皆様を対象に労働災害防止対策等に係る研修会を開催しました。講義では、中災防・東北安全衛生サービスセンターの木村安全管理士から、具体的な食品加工機械の災害防止対策や新規就業者に対する災害防止等について説明、監督署からは昨年12月から施行されたストレスチェックや労働条件の点検について説明を行いました。

3月～4月は労働者の採用等異動が多くなる時期です、雇入れ時の教育や作業変更時の教育について時期を逸すること無く実施されますようお願いいたします！



## ここが問題！労働基準関係法令の順守状況 小売業における労働条件自主点検結果から

労働条件をめぐるトラブルについては、社会的な関心が高まっており、基本的な労働関係法令の順守は、パートタイマーやアルバイトを含むすべての労働者の雇用に関して必須のものとなっています。先般、宮城労働局では、10名から30名未満規模の小売業に対する自主点検を実施し、1,668事業場から点検結果報告を得ました。主な点検項目と改善点は以下の点ですので、参考にしてください。(労基法：労働基準法)

点検項目	要改善割合	主な関係法令	点検項目	要改善割合	関係法令
労働条件の明示	7.1%	労基法 15 条	所定休日の定め	0.7%	労基法 35 条
有期契約者の契約更新の有無の明示	4.4%	労基法 15 条	年次有給休暇の付与	15.9%	労基法 39 条
就業規則作成届出	8.5%	労基法 89 条	賃金の控除	1.4%	労基法 24 条
時間外・休日労働に関する労使協定	6.5%	労基法 36 条	最低賃金額以上の賃金支払い	0.2%	最低賃金法 4 条
所定労働時間	5.8%	労基法 32 条	割増賃金(時間外)	3.4%	労基法 37 条
変形労働時間制関係	7.3%	労基法 32 条の 2	割増賃金(休日)	4.9%	労基法 37 条
就業規則等の周知	8.5%	労基法 106 条	定期健康診断	17.6%	安衛法 66 条

監督署では、労働関係法令をやさしく解説したパンフレット「身近に労働基準法を」を無料で配布しています。また、この資料は宮城労働局のホームページでもダウンロードできます。

## 建設業無災害表彰

### 厚生労働省労働基準局長表彰事業場(12月～3月分)

	事業場名	工事名	工期
1	(株)丸本組	石巻フーズ本社・工場新築工事	27.3.10～27.12.12
2	(株)橋本店	吉野沢地区道路改良工事	26.7.16～27.12.31
3	(株)小野良組	荒谷前地区海岸災害復旧工事	25.10.4～27.12.31
4	奥田建設・ピーエス三菱 復旧・復興建設工事共同企業体	石巻市新蛇田南 A-1 街区地区災害公営住宅新築工事その1	26.9.19～28.1.19

発行：石巻労働基準監督署 (TEL：0225-22-3365) 〒986-0832 石巻市泉町 4-1-18 (ハローワーク石巻と同じ合同庁舎)

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽に御相談ください。

労働条件関係は方面、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生課、労働保険料・労災保険関係は労災課まで。